

建築物の緑化を促進する制度のFAQ
(市町村窓口と協議を始める前に一度ご確認願います)

| カテゴリー | 質問 | 回答 |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 届出 | 緑化計画書は、いつまでに提出すればよいか。 | 建築確認申請を提出するまでに提出してください。 |
| 届出 | 新築、改築、増築の判断は、どのようにすればよいか。 | 建築確認申請に準じてください。 |
| 届出 | 同一の建築主が隣接する敷地で、それぞれの建築確認申請を行なっている場合、これらを一体の行為と捉え、敷地面積が1,000㎡以上となる際には届出対象となりますか。 | 建築確認申請の面積が1,000㎡未満の場合は、届出対象となりません。 |
| 建蔽率 | 必要緑化面積の算定式（イ）に用いる建蔽率は法定建蔽率または、実際の建蔽率ですか。 法定建蔽率の場合、角地緩和等の建蔽率緩和は数値に含めても問題ないですか。 | 法定建蔽率です。 角地緩和等の建蔽率緩和も含めることができます。 |
| 緑化手法 | 緑化について、樹種や配置等に制限はありますか。 | 緑化する樹種や配置に制限はありませんが、緑化を計画する場所で良好に生育することが前提です。（ただし、人工芝は不可） |
| 緑化手法 | 駐車場を芝生化した場合、駐車場区画全体を緑化面積としてみなすことは可能ですか。 | 可能です。（ただし、日当たり等を考慮し、芝生が良好に生育することが前提です。） ただし、下記項目に該当する場合は、実緑化面積のみとなり、駐車場区画全体を緑化面積とすることは出来ません。 ・保護材の占める面積が駐車区画の2／3以上の場合 ・駐車区画の中心等に偏って配置される等、区画全体が緑化されているとはいえない場合 ・駐車区画の芝生の保護といえない舗装等 |
| 緑化手法 | 地上部で緑化面積を確保することが難しい。 どうしたらよいか。 | 地上部における緑化面積について、駐車場などのスペース確保などの特別な理由により緑化面積を確保できない場合は、地上部において必要とされる緑化面積のうち、緑化が困難な面積相当分について、建築物上に振替が可能です。 その他に、接道部に樹木（樹高3m以上のものを含む）を植栽する場合は、当該範囲の緑化面積に、その1／2に相当する面積を算入することができますので、接道部の緑化の配置についてもご検討ください。 * 同一の植栽基盤である場合、「緑化面積の算出方法 樹木による緑化面積」の「ウ. 一定の条件を満たした植栽基盤部分の水平投影面積」の条件を満たしており、接道部から3m以内に高木が植栽されていれば、植栽基盤全体が加算対象となります。 |